

甄琛から見る北魏という時代

池 田 恭 哉

はじめに

- 一 甄琛と宣武帝の時代 —— 六輔體制と親政 ——
 - 二 甄琛と北魏の門閥制度 —— 『氏族廢興』と行狀 ——
 - 三 北朝と家誡 —— 家庭形態と家誡の特徴 ——
 - 四 甄琛の家誡二十篇 —— その内容と北朝における位置 ——
- 結 び

は じ め に

表題に掲げた甄琛は、『魏書』卷六八・列傳第五六に立傳され、北魏の孝文帝・宣武帝・孝明帝の三代に仕えた人物である。決して誰もが知るビッグネームとは言えないが、彼の『魏書』の列傳を読み進めてその行跡をたどるとき、殊に孝文帝の洛陽遷都の後に北魏が直面した課題や、それを取り巻く北朝士人社會の様相、またそれに對する彼らの意識などが浮き彫りになるように思われる。

本稿では、『魏書』甄琛傳（以下「本傳」と呼稱）を読み進める中で氣が附いたことの中から、以下の四つの考究課題を設定したい。

宣武帝は即位後、所謂「六輔」による輔政體制を廢して親政を行なうに至る。その過程で甄琛は、時の寵兒・趙脩と徒黨を組んで親政派に立ったが、同時にこれに對抗する六輔體制の護持を目指す一派も存在し、この兩派の間で抗争があった。そこで第一に、こうした宣武帝初期に存した權力鬭争の内實を、甄琛の動向に焦點を當てて明らかにしたい。

孝文帝の時代には氏族詳定が行なわれ、北魏の門閥制度が確立されていったとされる。この動きの中で、甄琛は定州大中正や吏部尙書となり、また『氏族廢興』なる著作を遺している。加えて高名な作家・邢臧の手に成る甄琛の行狀があり、それが家人の情報を鵜呑みにして譽め過ぎたものと批判されるが、このような行狀の存在は、當時の門閥制度の確立、そしてその中の州大中正の位置附けと關聯するところがあるのではないか。そこで第二に、北魏の門閥制度とそこで州大中正が果たした役割について、甄琛の著作『氏族廢興』および行狀を通じて探りたい。

甄琛の著作には、家誨二十篇もあった。ところで家誨に關して、北朝ではかなり大部な家誨が誕生したようである。また北朝では結束力の強い家庭形態が志向されていたようで、その維持のために家誨が著された例もあった。そしてその強い結束力の中心に、兄弟愛や「孝」といった概念が存したようである。そこで第三に、北朝における家庭形態や、それを支える家誨や兄弟愛、「孝」の意義に着目することで、北朝の家誨の特徴と、北朝士人にとって家が有した意義の一端を描出したい。

實は以上の着目點、すなわち北朝における兄弟愛や「孝」に支えられた家庭形態と、大部な家誨が存在することの間の關係性が、甄琛と彼の家誨二十篇にも當てはまるようである。彼には親への「孝」や弟との同居のエピソードが存し、また『魏書』などに息子への具體的な訓戒も見え、加えて甄琛の第四子とらしい人物の墓誌銘も出土している。そこで第四に、現在には傳わらない甄琛の家誨二十篇の内容を、彼をめぐる諸史料を交えつつ、同時に當時の家庭形態や家誨の特徴と比較することで、多少なりとも推測してみたい。

本稿は、甄琛という人物の思想を論じたり、甄琛が関わった何かの事件について経過をたどったりするものではない。

以上に述べた四つの考究課題を軸に、孝文帝・宣武帝・孝明帝の三代の時代に北魏という王朝と、そこに生きる士人たちが抱えた問題の諸相、あるいはそれに對する彼らに共通する意識について、この時代を生きた甄琛という人物の傳記を通して、多面的な檢證を目指すものである。

一 甄琛と宣武帝の時代 —— 六輔體制と親政 ——

まず甄琛について、本傳の書き出しは次の如くである。

甄琛、字思伯、中山毋極人、漢太保甄邯後也。父凝、州主簿。

甄琛、字は思伯、中山毋極（現河北省）の人、漢の太保・甄邯の後裔である。父は凝で、州主簿。

ここでは甄琛の祖として甄邯が擧げられている。甄邯は王莽政權に深く關與した人物として知られるが、正史列傳の書き出しの常として、これがどこまで眞實を傳えているかは定かでない。ただ甄琛が胡姓ではなく漢姓であることは、すでに姚薇元『北朝胡姓考（修訂本）』が明らかにしている。姚氏は、『魏書』卷一一三・官氏志に見える胡姓の甄氏①の存在を示す記事を引用した上で、次のように論じるのである。

魏書卷六八有甄琛傳、稱中山毋極人。中山甄氏乃漢姓。孝文弔比干文碑陰已稱甄琛、可知琛非郁都甄族。（注…孝文弔比干文碑陰題名有散騎侍郎臣中山郡甄琛。是碑建於太和十八年、其時未改姓、題名諸臣、鮮卑者皆稱原姓、可知此甄氏非郁都甄氏所改而係漢姓。）

『魏書』卷六八に甄琛傳があり、彼は中山郡毋極の人だと言う。中山の甄氏とは實に漢姓である。孝文帝の「弔比干文」の碑陰には、すでに甄琛と稱されており、甄琛が（胡姓の）郁都甄族ではないとわかるであろう。（注…孝文帝「弔比干文」の碑陰の題名に「散騎侍郎臣中山郡甄琛」とある。この碑は太和十八年に建てられ、その時まだ胡姓は漢姓に改められず、題名の諸々の臣で、鮮卑の者はすべて元來の胡姓を稱していて、この甄氏が、郁都甄氏の改姓したのではなく、漢姓である

ことがわかるであろう。)

姚氏が考證に引く孝文帝「弔比干文」の碑陰は、『金石萃編』卷二七などに見える。『魏書』官氏志によれば、胡姓の改姓は太和十九年に發せられた詔を根據に行なわれたのであり、それに先行する太和十八年に、すでに「弔比干文」の碑陰で甄琛と稱されているのであれば、彼は胡姓でなく漢姓であると、姚氏は言うのである。²⁾首肯すべき考證であろう。

さて冒頭に記したように、甄琛は孝文帝・宣武帝・孝明帝の三代に仕えた人物であるが、まず孝文帝時代の彼の行跡を紹介しておこう。なおここに引く本傳の記事は、後にもう一度言及する際の便宜のため、特に「本傳☆」としておく。

太和初、拜中書博士、遷諫議大夫。時有所陳、亦爲高祖知賞。轉通直散騎侍郎、出爲本州征北府長史、後爲本州陽平王頤衛軍府長史。……始、琛以父母年老、常求解官扶持、故高祖授以本州長史。

太和年間（四七七～四九九）の初め、中書博士を拜し、諫議大夫に遷った。時に陳述し、高祖・孝文帝に知られ稱譽された。通直散騎侍郎に轉じ、地方に出て本州征北府長史となり、後に本州陽平王頤衛軍府長史となった。……當初、甄琛は父母が老齡のため、いつも官の身から解放されて奉養したいと請求し、ために高祖・孝文帝は彼に本州長史を授けた。

この「本州」とは、甄琛の郷里・中山毋極が屬する「定州」に他ならない。そしてこの中で、甄琛が老齡の父母への奉養のために中央から郷里へと轉出することを願い出、それが本州長史として認可されたという事實は、後々の議論と關係してくるため記憶に留めておきたい。

孝文帝時代の行跡をたどった我々は、續いて宣武帝、孝明帝の時代における甄琛の行跡をたどるのが手順であろう。だがその前に、孝文帝から宣武帝、孝明帝の治世を、貴族制度との關わりの中で概括した、宮崎市定氏による文章を讀んでおきたい。

孝文帝の貴族制度は漢人社會、特に南朝の貴族制度を模範として樹立されたものであるが、忘れてならないことは王

室を常に第一の貴族として取扱ひ、これを助けるものとして北族の大臣を重用している點である。その必然の結果として孝文帝の政治は親貴政治であり、中央における司徒、太尉、司空の三公はじめ尙書令、僕射の殆ど凡ては宗室の諸王でなければ、北族の陸、穆二氏の出自であった。そこで太和二十三年に孝文帝が亡くなると、朝廷の政治は有力な諸王に左右されて天子の統制が利かず、宣武帝の一代は何とくして持ち堪えたが、次の孝明帝の時から靈太后胡氏の政治に對する容喙があり、一族の元叉の專横があり、そのまま北魏末期の混亂に突入したのであった。^③（傍線は筆者による）

宮崎氏が特に傍線部で言うように、確かに孝文帝の貴族制度は王室を常に第一の貴族とし、宗室の諸王が權力の中樞にいて天子の統制が利かない面が存し、次の宣武帝の時代もその延長上にあった。孝文帝は『魏書』卷七下・高祖紀下の太和二十三年三月甲辰條に見える遺詔に託し、北海王・元詳、廣陽王・元嘉、任城王・元澄、咸陽王・元禧の諸王に王肅・宋弁を加えた六人（六輔）が宣武帝を支える輔政體制（以下「六輔體制」と呼稱）を遺したのである。^④だがここで注意しておきたいのは、宣武帝がその後、六輔體制から親政への轉換を圖つたという事實である。

宣武帝期の政治史については、すでに張金龍『北魏政治史』第八冊に詳細な分析があり、窪添慶文「北魏後期の政争と意志決定」^⑤にも、簡にして要を得た整理がある。だが前者は宣武帝と諸王を中心とする權勢者が作り出した政治構造の分析が主であり、後者の關心は權勢者による權勢の用い方にある。つまり六輔體制から親政への轉換の中で、權勢者の周圍にいた士人たちが個別にどう行動したかについては、なお考察の餘地を残すように思われる。そして興味深いことに、轉換の過程の中に甄琛がいたのであった。以下、甄琛の動向を、六輔體制から宣武帝の親政へという流れの中に絞って見ていくことにしたい。

本傳によれば、宣武帝が即位して間もない六輔體制下の時代、甄琛は河東郡の鹽禁を緩和し、『周禮』地官・川衡に^⑦做つた制度の構築を上奏する。今その具體的な内容は省略して、上奏に對する周圍の反應を確認しておこう。

世宗踐祚、以琛爲中散大夫、兼御史中尉、轉通直散騎常侍、仍兼中尉。琛表曰、……願弛茲鹽禁、使沛然遠及、依周禮置川衡之法、使之監導而已。詔曰、民利在斯、深如所陳。付八座議可否以聞。司徒・錄尚書・彭城王勰、兼尚書邢辯等奏、琛之所列、富乎有言、首尾大備、或無可貶。但恐坐談則理高、行之則事闕、是用遲回、未謂爲可。

世宗・宣武帝が帝位に就くと、甄琛を中散大夫とし、御史中尉を兼ね、通直散騎常侍に轉じ、なお御史中尉を兼ねた。甄琛は上表して言った「……どうかこの鹽禁政策を緩和し、恩恵が盛大に遠く及ぶようにし、『周禮』に依據した川衡の官の制度を定めて、彼らにそれを監督させてください」。詔に言う「人民の利益がそこにあることは、實に上表の言葉の通りだ。八座に付して可否を議論し、報告せよ」。司徒・錄尚書・彭城王の元勰、兼尚書の邢辯らが奏上するに、「甄琛の述べ列ねた意見は、誠に言葉面は充實し、首尾にわたり大變に行き届いて、貶すべき點はないかの如くです。しかし恐らくは机上では高尚な論ですが、實行するとなると缺點があり、そのためたまたとして、なお可とは言えずにあります」。

ここで注意したいのは、甄琛による案が實際的ではないと、邢辯が彭城王・元勰とともに否定している點である。これは鹽禁の緩和に關する上奏と、その對應をめぐる一コマに過ぎないように見えるが、實はすでにここに、宣武帝時代の政治抗争の萌芽がうかがえる。と言うのも、後に見るように、宣武帝が六輔體制を廢して親政を行なう流れの中で、六輔とそれに付き従う邢辯を、甄琛が批判するからである。

では六輔體制は、如何に親政へと轉換されるに至ったのか。その詳しい背景と經過が、『魏書』卷二一下・獻文六王傳下・彭城王に見え、それによれば次の三つの事情が絡み合っていた。第一は、宣武帝即位の頃、六輔の一人の咸陽王・元禧が驕り高ぶり、同じく六輔の一人の北海王・元詳がそのことを宣武帝に指摘したこと。第二は、彭城王・元勰に人氣が出たため、權力の中樞に長く留めずにあくまで孝文帝の遺詔に従う、つまり専ら六輔體制を護持するよう、やはり北海王・元詳が宣武帝に勧めたこと。第三は、領軍將軍・于烈が、咸陽王・元禧らによって恆州刺史への轉出を強要され、そ

れに不満を抱いていたこと。以上の三つの事情を背景に、于烈は世宗・宣武帝の側近であった息子・于忠を介して次のように進言し、宣武帝を親政へと導こうとしたのである。

烈子忠嘗在左右、密令忠言於世宗云、諸王等意不可測、宜廢之、早日覽政。⁽⁸⁾

于烈の子・于忠はいつも世宗の側におり、(烈が) 祕密裏に忠を介して世宗に言うには「諸王たちの考えることには底知れないものがあり、彼らを廢黜して、速やかに自ら政務をお執りになるべきです」。

こうして宣武帝は六輔から權勢を奪い、親政へと歩みを進めていく。一見すると六輔の中の諸王による身勝手な行動と、それに對する周圍からの突き崩しによつて、六輔體制が終焉を迎えたと思しい。だがいま舉げた『魏書』獻文六王傳下・彭城王で宣武帝に親政の開始を進言した于烈の傳、つまり『魏書』卷三一・于栗磾傳附烈においては、そもそも六輔による權力の專横を退けようという心積りが、宣武帝自身にもあつたらしいことがうかがえる。そこでは六輔體制の廢止から親政の開始に至る過程が、「世宗以禮等專擅、潛謀廢之（世宗は咸陽王・元禮らが權勢を恣にしていたため、祕かに彼らを廢黜せんことを策謀した）」と説き起こされ、宣武帝自らが于烈に子・于忠を呼びに遣らせ、親政への動きに賛同するよう于忠に求めたことになっているからである。これに關聯して、『魏書』卷六八・高聰傳に次のような指摘があることは注目に値しよう。

世宗初、聰復竊還京師。六輔之廢、聰之謀也。

世宗の初め、高聰は再び祕密裏に都へ歸還した。六輔體制が廢止されたのは、高聰の謀略による。

この記事から、孝文帝の崩御に伴う諸王を主とした六輔への權力の集中に對し、宣武帝による親政を目指す高聰を筆頭とする一派が暗躍した様子が推察される。すると實際に宣武帝と于烈・忠父子の間であったやり取りは、史料により相違が見られるにしても、宣武帝自身が、六輔に集中する權力の奪還を、あるグループの下支えによつて企圖し實行したことは間違いないからう。

さて宣武帝の親政が始まると、それまで権力を掌握していた六輔とその一派（以下「六輔體制派」と呼稱）が、親政を支持する一派（以下「親政派」と呼稱）により権力の中樞から退けられていく。『魏書』卷六四・張彝傳の記事は、その事實をよく示してくれる。

世宗親政、罷六輔。彝與兼尙書邢巒、聞處分非常、^⑩出京奔走、爲御史中尉甄琛所彈。云非虎非兕、率彼曠野。詔書切責之。

世宗・宣武帝が親政を開始し、六輔體制を廢止した。張彝と兼尙書・邢巒は、六輔諸王への處置が尋常ではないのを耳にすると、都を出奔し、御史中尉・甄琛に彈劾された。言うには「虎でもなければ野牛でもないのに、あの何もない原野に付き従う」。詔書で叱責された。

ここに甄琛が登場するのである。甄琛の言葉「非虎非兕、率彼曠野」は『詩』小雅・何草不黃に基づき、彼の批判の矛先は、權力の座を追われる諸王にただただ付き従う張彝と邢巒に向いていると言つてよい。

こうして親政派の一人として行動した甄琛は、宣武帝に寵愛された趙脩に阿る。だがその趙脩が失脚すると、彼の阿諛追従ぶりが、何と今度は邢巒に厳しく追及されたのだった。

脩死之明日、琛與黃門郎李憑、以朋黨被召詣尙書、兼尙書元英・邢巒、窮其阿附之狀。琛曾拜官、諸賓悉集、巒乃晚至。琛謂巒曰、卿何處放蛆來、今晚始顧。雖以戲言、巒變色銜忿、及此、大相推窮。（本傳）

趙脩が死んだ翌日、甄琛は黃門郎・李憑とともに、趙脩と徒黨を組んだことによつて尙書に呼び出され、兼尙書・元英や邢巒が、その阿諛追従ぶりの實情を徹底追及した。甄琛がかつて官を拜受した際、諸々の賓客たちが皆揃つたところで、邢巒だけが何と遅刻をした。甄琛が邢巒に言つた「あなたは一體どこで無駄話をして來て、今頃になつてお出ましののです?」。冗談であつたとはいえ、邢巒は顔色を變えて根に持ち、この段になつて、大そう追及したのであつた。

この記事でまず注目したいのは、過去にあった甄琛と邢巒の間の因縁である。ここで甄琛を批難する邢巒が、かつて甄琛の鹽禁政策を否定した人物であった事實を思い出されたい。すると邢巒による甄琛の鹽禁政策の否定、そして親政の開始に伴う甄琛による邢巒の彈劾、さらには趙脩の失脚による今般の甄琛への邢巒の追及という、一聯の甄琛と邢巒をめぐる對立の背景には、邢巒の遅刻を契機とした因縁が存したと考えられる。⁽¹⁾

だが甄琛と邢巒の間の對立が、ただ個人的な因縁によるものとするならば、それは早計に失しよう。と言うのも、六輔體制の廢止に向けて暗躍したことを先に紹介した高聰も、趙脩の死に従って甄琛らとともに苦境に立たされたらしいからである。

脩死、甄琛・李憑皆被黜落、聰亦深用危慮。(『魏書』卷六八・高聰傳)

趙脩が死に、甄琛・李憑はともに失脚させられ、高聰もやはりそのことに随分と苦慮させられた。

もつとも高聰はこの後、當時の大物・高肇の遠戚であることを理由に上手く立ち回る。だが彼が宣武帝の親政のために暗躍し、甄琛が親政派の一人として行動し、そして二人とも親政下では趙脩に付き従ったことを總合すれば、邢巒による甄琛の追及は、單に彼らの間の個人的な因縁によるものではなからう。すなわち六輔體制派を放逐し、宣武帝の親政を實現して權力を握った親政派を、親政派の寵兒・趙脩の死を契機に、六輔體制派が打倒せんとした、そうした流れの中にかの邢巒による甄琛への追及は位置付けねばなるまい。

これまで宣武帝初期の政治動向は、宣武帝や六輔を中心とする權勢者を主にたどられてきた。だが本稿では、同時期における甄琛とその周圍の動向をたどってみた。その結果、甄琛の鹽禁に對する上奏への彭城王・元勰と邢巒による否定や、宣武帝の親政への策謀を支持するグループの存在を指摘することで、甄琛を含む六輔體制の廢止に伴う宣武帝の親政を目標とするグループ(親政派)と、邢巒を含む宗室の諸王を中心とした六輔體制の護持を目指すグループ(六輔體制派)による對立の構圖を明るみに出すことができた。

また宣武帝による親政が始まると、親政派は時に寵愛を受けた趙脩に取り入り、親政派の甄琛が六輔體制派の邢巒を弾劾したように、六輔體制派を驅逐した。だが趙脩の失脚に伴い、一轉して邢巒が甄琛らを追及し、六輔體制の打破を企圖した親政派の高聰が苦境に陥ったのであって、これは親政派に對する六輔體制派の巻き返しを意味したのであった。

二 甄琛と北魏の門閥制度 —— 『姓族廢興』と行狀 ——

さて甄琛は、趙脩の失脚に連座する形で郷里・中山郡に戻ると、ここでは専ら年老いた父母への孝行に努めたようである。そして時を経て、彼は散騎常侍・領給事黃門侍郎・定州大中正に除せられるのだが、ここでは特に定州大中正に着目したい。この州大中正の責務が、従前の中正と同様、第一に州の人材の等級を定め、それを中央に推舉することにあつたとする點、様々な先行研究が指摘しており異論はない。¹³⁾ だがかかる州大中正が、北魏に一貫して置かれたわけではないこと、張旭華氏が指摘する如くである。氏は汪征魯『魏晉南北朝選官體制研究』¹⁴⁾に増補し、石刻史料を含む史籍に見える北魏に置かれた州郡中正は一五五人を數えたが、孝文帝が即位するより前はわずか八人を數えるのみであると指摘する。その上で、孝文帝が即位し、太和年間に官制改革や分定姓族に伴う門閥制度の確立といつた一聯の漢化政策の進展に聯動して、北魏の中正制度の擴充がなされたと論じているのである。¹⁵⁾ いま氏らの所論を踏まえ、甄琛が定州大中正に除された事實と、中正の責務および分定姓族（姓族詳定）を含めた北魏の門閥制度との關係を考察していきたい。

宮崎市定氏は、「州大中正には異論を抑壓する重みのある名門を用いなければならなかつた」とした上で、次の『魏書』卷五七・崔挺傳に言及する。崔挺は定州博陵郡の人で、時に光州刺史であつた。

諸州中正、本在論人。高祖將辨天下氏族、仍亦訪定、乃遙授挺本州大中正。

諸々の州の中正は、本來の職務は人材を論ずることにあつた。高祖・孝文帝は天下の氏族を辨別しようとし、そこで改めて中正の適任者を精査し確定し、實に遠く崔挺に本州（定州）大中正を授けた。

ここに高祖・孝文帝が天下の氏族を辨別しようとしたと言う施策こそ、所謂「氏族詳定」に他ならない。引用中の「仍亦訪定」は読み難く、宮崎市定氏は「仍てまた崔挺に訪定せんとす」と読み下すが、それでは「仍亦」の意味が不明確であるし、下文に至って崔挺に定州大中正を授けたと崔挺の名が出るのでは、文章として聯絡が悪い。張旭華氏は、この一段について「孝文帝辨別氏族、須『訪定』于諸州中正、可知州中正不僅職主『論人』、也主持辨別天下氏族（孝文帝が氏族を辨別するには、諸州の中正に『訪ね定め』ねばならず、州中正が『人を論じる』ことを主たる職務としていただけでなく、また天下の氏族を辨別することも掌っていたことがわかる）」と解釋する。すると「仍亦訪定」は「そこでまた諸州の中正に（天下の氏族について）尋ねて定め」といった意味に解していると思われるが、それでは天下の氏族の辨別を諸州の中正に委ね定めたことを述べた後になって、崔挺を本州大中正に任命したとするのが疑問となる。ここでは、州大中正の本来の責務が人材の優劣を正しく論じ判定することにあるという前提を明示した上で（諸州中正、本在論人、天下の氏族の辨別に際し、改めて如上の中正の責務を果たし、氏族の辨別を全く成し遂げ得る人物、つまり中正としての適任者を探し（仍亦訪定）、その定州における適任者として崔挺を見出して、彼を定州大中正にした（乃遙授挺本州大中正）と理解すべきであろう。

そして光州刺史の崔挺を、わざわざ天下の氏族を辨別する「氏族詳定」に際して定州大中正としたのは、それだけ彼の定州博陵の崔氏としての族望が、定州に轟いていたことを示す。彼が定州の地で族望を勝ち得、しかも當地での氏族（家格）の高下に精通していたからこそ、このタイミングで崔挺が定州大中正となったのである。すると甄琛が、やはり定州大中正となったことは、同じく甄氏も定州で族望を勝ち得ており、當地の氏族（家格）の高下に精通していたことを表すに十分ではないか。

ところで以上の議論を踏まえた上で興味深いのは、甄琛に『氏族廢興』なる著作が存したことである。本傳の最後に、彼の著述についての簡単な紹介と著作リストが見える。

所著文章、鄙碎無大體、時有理詣。磔四聲・氏族廢興・會通縉素三論、及家誨二十篇・篤學文一卷、頗行於世。

著した文章は、瑣末で細々として綱領が備わらなかつたが、時には道理の存する記述もあつた。『磔四聲』・『氏族廢興』・『會通縮素三論』、また家誨二十篇・篤學文一卷が、廣く世に流布した。

残念ながら、これらの著作は現在一つとして傳わらない。²⁰ そのため以下は推論の域を出ない部分があることは承知の上なのだが、『氏族廢興』の著述時期と内容に關して、次の三つの可能性を提示し得るように思われる。

崔挺が定州大中正となつたのが、孝文帝が天下の氏族を辨別しようとしたときであつたことと、州大中正がその地方の望族として當地の家格への精通が求められたこと。この二點を踏まえれば、第一の可能性として、甄琛の『氏族廢興』が、望族として郷里定州の家格の高下を論じて定め、それを根據に人材の登用を圖る州大中正としての役目を果たすべく、彼が定州大中正の時代に著された書物だつたと見ることも十分できるのではないか。²¹

また第二の可能性として、甄琛は晩年の肅宗・孝明帝の時代に吏部尙書となつており、人材登用のために天下の氏族の高下を整理して『氏族廢興』を著したかもしれない。だが筆者は崔亮の提議した所謂「停年格」をめぐる記事（『魏書』卷六六・崔亮傳）から、この可能性については否定的である。まずはその記事を引いておこう。

尋除殿中尙書、遷吏部尙書。時羽林新害張犇之後、靈太后令武官得依資入選。官員既少、應選者多、前尙書李韶循常擢人、百姓大爲嗟怨。亮乃奏爲格制、不問士之賢愚、專以停解日月爲斷。雖復官須此人、停日後者、終於不得。庸才下品、年月久者、灼然先用。沉滯者皆稱其能。……後甄琛・元脩義・城陽王徽、相繼爲吏部尙書、利其便己、踵而行之。自是賢愚同貫、涇渭無別。魏之失才、從亮始也。

（崔亮は）次いで殿中尙書に除せられ、吏部尙書に遷つた。時に羽林が張犇を殺害したばかりの頃で、靈太后が武官にも資格に應じて入選の機會を得させた。官吏の員数は少ないのに、選舉に應じる者が多かつたが、前尙書・李韶は常規に準じて人材を登用したので、人々はそれに大いに不満を抱いた。崔亮はそこで上奏して格制を定め、士の賢人か愚人かを不問にし、ひたすら前任の停止解任の日月を以て區切りとした。ある官に適任の人材であつても、前任の

停止の日が遅い場合は、どうしてもその官には就けなかった。どんな凡才で低レベルの者であっても、官にない年月が長ければ、堂々と先に任用された。出世せず沈滞していた者たちは、皆が彼の能吏ぶりを稱賛した。……その後、甄琛・元脩義・城陽王の元徽が相繼いで吏部尚書となったが、自身にとって好都合なのをいいことに、そのやり方を踏襲して施行した。これ以来、賢者も愚者も區分がなくなり、人品の清濁に分別がなくなってしまった。北魏の人材を失ったことは、崔亮から始まるのである。

一讀して明らかのように、「停年格」とは官にない年月の長い人物から機械的に任官する制度であり、この方式は、才能の有無と家格の高下、ともに關係なく任官を可能にした。⁽²³⁾そして引用の中略部分に續いて、吏部尚書としての甄琛が、崔亮の「停年格」をそのまま踏襲した事實に氣附かされる。すると吏部尚書として「停年格」を推進する立場にあり、制度を「利其便己」なるものとした甄琛が、家格の高下、衰退や勃興を議論する書物を著すことはないように思うのである。

もちろん第三の可能性として、『氏族廢興』という書名は、この書物が、第一の可能性に言うような定州の氏族のみならず、より普遍的な氏族の興廢について述べたものであることを多分に聯想させる。第一と第三の可能性については、この書物が斷片さえも殘存していない以上、議論を決することはできまい。だが三つの可能性の檢證から、『氏族廢興』が少なくとも孝文帝による氏族詳定（太和十九（四九五）年）から「停年格」創案（神龜二（五一九）年）までの間に執筆されたものであることは、確定できるのではないか。

加えて先の甄琛による著作リストの列擧に續けて、『氏族廢興』を含む彼の著作は世に通行したと言われる。確かに著作が世に流通したとの記述は、正史の傳に頻見する。だがこのことは、氏族詳定より後に、北魏の士人層の間で氏族の興廢に對する興味關心が廣く共有されていたことを示すのではないか。そしてこれは、天下の氏族の辨別を職責とする州大中正の制度が、孝文帝の氏族詳定を始めとする政策に合わせて擴充されたとする既掲の先行研究の指摘とも、よく符合すると言えるのである。

また州大中正の責務に關聯して、甄琛の死に際し執筆された行狀に注目したい。その行狀の存在は、執筆者である邢臧の傳〔魏書〕卷八五・文苑傳〕に見出し得る。

邢臧、字子良、河間人。……爲特進甄琛行狀、世稱其工。……其文筆凡百餘篇。

邢臧、字は子良、河間の人である。……特進・甄琛の行狀を物し、世にその巧みさを稱贊された。……彼の文章はおよそ百餘篇あつた。

ここで「特進甄琛」と言うのは、本傳に最晩年の甄琛について「徵爲車騎將軍・特進、又拜侍中」とある。この邢臧の傳からは、彼の手になる甄琛の行狀が、文苑傳に列せられる高名な文章家たる邢臧の數多い文章の中でも特に評價されたことが知れよう。

ではかくも評判の高かつた邢臧による甄琛の行狀は、果たして如何なる内容だったのか。いま残念ながらその文章は傳わらない。だが實は本傳に、甄琛に贈られた諡をめぐる議論に端を發する形で、當時の行狀の性格について言及がなされている。そしてこれは、邢臧による甄琛の行狀の内容を推定するのみならず、當時の中正と家格、行狀の間の關係性を讀み解く上でも大變に興味深いように思われるので、以下に見ていくこととしたい。

本傳によれば、甄琛が孝明帝・正光五年（五二四）の冬に亡くなると、太常は協議して彼に「文穆」との諡を贈つた。これに對して吏部郎・袁翻が上奏して意見した。

案禮、諡者、行之迹也。號者、功之表也。車服者、位之章也。是以大行受大名、細行受細名。行生於己、名生於人。故闔棺然後定諡。皆曩其生時美惡、所以爲將來勸戒、身雖死、使名常存也。

禮典〔逸周書〕諡法解〕を調べ考へますに、「諡とは行動の痕跡である。號とは功績の表彰である。車輿禮服とは地位の顯彰である。こうして偉大な行ないがあれば美名を得、醜汚な行ないがあれば惡名を得る。行ないは自己から生み出され、名聞は他人によって生み出されるのである」。だからこそ棺桶の蓋が閉じられて、初めて諡が決定される

のです。どれも生前の美點・惡點を彙計し、そしてそれを未來の勸善や戒告の手立てとし、肉體は亡んでしまつても、美名・惡名をいつまでも傳存させるのです。

ここで袁翻は、諡があくまで對象者の死後に、その生前における實際の行動を勘案し、それに見合つた形で決定されるべきものであることを強調している。續けて袁翻は、諡を贈るまでの手順を具體的に示す。

凡薨亡者、屬所即言大鴻臚、移本郡大中正、條其行迹功過。承中正移言公府、下太常部博士評議、爲諡列上。諡不應法者、博士坐如選舉不以實論。若行狀失實、中正坐如博士。自古帝王、莫不殷勤重慎、以爲褒貶之實也。

一般に高貴の者が亡くなりますと、彼の所屬先は直ちにその旨を大鴻臚に報告し、そこから彼の郷里の大中正に文書が行つて、彼の行跡や功罪をリストアップします。中正の審査を承けて文書を公府に回し、太常に屬する博士に下して議論させ、諡を決定して上奏します。諡が「諡法」の定義に相應しくなければ、博士の罪は選舉が不當なものであつた場合の如きものです。もし行狀の内容が實態と違ふものであれば、中正の罪は博士の場合と同様です。古より帝王たちは、誰もが注意深く慎重を期し、毀譽褒貶を内實が伴つたものとしたのでした。

これが諡を決するまでの一般的な手順であつた。この中で興味深いのは、死者の郷里の中正が、諡の決定に資する死者の經歷や功罪をすべて把握するものと認識される點である。これにはすでに宮崎市定氏が、「中正は管内出身者の官吏の起家の時から始まり、死後の諡に至るまで、絶えずその行迹、身許の保證人となつていたのである」と注意している。²⁴⁾

もう一つ興味深い點として、そうした中正が管理する記録に基づいた「行狀」の存在が想定されてきた事實が擧げられる。行狀そのものは、何も北魏のこの時代に入って初めて登場したものではない。ここで重要なのは、行狀の内容が死者の行動の實態と乖離していれば、咎められるべきは中正にあると明示されている點である。それだけ當時、理念の上では行狀に對して中正の負うべき責任があつたと言えよう。

だが以上はあくまで理念上のことであり、當時の行狀の實態は、中正が責任を持つて自らまとめるものでは到底なかつ

た。袁翻の上奏文が、次のように續くからである。

今之行狀、皆出自其家。任其臣子自言君父之行、無復相是非之事。臣子之欲光揚君父、但苦迹之不高、行之不美、是以極辭肆意、無復限量。觀其狀也、則周孔聯鑣、伊顏接衽。

現在の行狀は、すべて死者の下からもたらされます。その屬吏・子息が自ら語る主君・父親の行跡をそのままに、その是非について云々することはまったくありません。屬吏・子息は主君・父親を大いに稱揚しようとするもの、しかし取り立てるべくもない經歷や、好ましからざる行動に苦慮し、そこでやりたい放題に文章も内容も誇張し、限度というものを知りません。そうした行狀を見ますと、周公・孔子とも同列ですし、伊尹・顔回であつても比肩し得ます。

このように當時の行狀は、まったく死者の下からもたらされる情報を、美辭麗句で飾り立てた文章であつた。理念上は袁翻の「凡薨亡者」以下の言や先引の宮崎氏の指摘の如く、中正が責任を持って管理した死者の生前の行動を反映したものはずであつたが、しかし當時の行狀の實態は、その理念から著しく乖離し、死者の側に都合よく拵えられたものだったと言わなければなるまい。そして行狀の文章に裝飾が施されるに際し、遺族より高名な文筆家に對する行狀執筆の依頼があつたのではないか。

袁翻は續けて、諡を決する博士たちはただ美辭麗句の行狀の内容を進んで鵜呑みにするばかりで、何ら精査を加えなかつたと言²⁶う。すると諡も、必然的に死者の生前の行動とは無關係なものになつたのであつて、これこそ袁翻が先に、諡が實際の生前の行動を勘案したものであるべきと特に強調した所以であらう。

では行狀における文章や内容の誇張は、如何なる點を主眼になされたのか。これについて『魏書』卷六六・崔亮傳を見たい。ここでは「停年格」を提議した崔亮に、彼の外甥・劉景安が、北魏では「中正を立てては、人の才智や行動、功業を考査せずに、徒に氏姓（家格）の高下ばかりを辨別した（立中正、不考人才行業、空辨氏姓高下）」と非難する。その上で、

吏部尙書として人材登用の責任者たる崔亮はこの弊害を改革すべきなのに、何故よりによって「停年格」など設けたのかと詰問するのだが、それに對する崔亮の辯明の中に、次のような言葉がある。

昔有中正、品其才第、上之尙書、尙書據狀、量人授職。

かつては中正を置き、人物の才能のランクを品評し、その結果を尙書に上げ、尙書は「狀」に依據して、人物を推し量って職を授けた。

ここにかつての中正が尙書に上げた「狀」とは、劉景安の言葉にも見える「人才行業」を考查した結果の「評定内容」である。中正がもたらした品と狀を根據に尙書が人材を登用するのは、魏晉時代からの因習であり、北魏も同様だったであろう。だが注目したいのは、中正から尙書へと上げられる「狀」が、北魏にあつては劉景安の言の如く「人材行業を考えず」、「徒に氏族の高下ばかりを辨別」するために用いられたことである。

加えて本来「狀」は、中正が管理してまとめた結果、對象者の死後に「行狀」へと結實するはずであつた。だが當時の「狀」は、對象者の實際の「人才行業」とはかけ離れた内容で、家格の上昇を企圖して積み重ねられた。すると斯様な「狀」をまとめた行狀は、死者の生前の行動を反映するはずもなく、まさに袁翻の批判と呼應するものとなる。

以上の考察から、次のように言えよう。すなわち當時の郷里の中正による「狀」は、實際の才覺や行動ではなく、家格の上昇のための情報の集積であり、そこに死後は遺族からの依頼による名文家の巧みな潤色が加えられることで、袁翻が指弾したような行狀が出来上がるのである。そしてこのことから、當時の士人にとって家格が大きな意味を有し、彼らが生存中からその死後まで、一貫して家格の高下に腐心した様子がうかがえよう。

行狀をめぐる袁翻の上奏がなされたのは、すでに示したように甄琛が死を迎えた孝明帝・正光五年のことである。北魏の中正は、孝文帝の時代から宣武帝・孝明帝の時代にかけて一貫して置かれたが、徐々に適正な人材が置かれないうようになっていき、⁽²⁶⁾「停年格」創案の翌年にあたる正光元年十二月、一度は諸州の中正を廢した。だが注意したいのは、やはり

氏族を定める必要性から、後に復活したという事實である。⁽²⁹⁾ 復活がいつの段階かははっきりしないけれども、「停年格」が施行されていた時代にもなお、氏族を定め、家格の高下を論じることが各地方で行なわれていたに相違ない。⁽³⁰⁾ こうした状況に、人は優れた文章家に行状を依頼し、より高い家格を獲得すべく、より効果的な巧言を並べた行状が横行したと考えられる。高名な文筆家の邢臧の手に成る甄琛の行状は、當時飛び交っただろう潤色に富んだ行状の一つの典型として見なければならぬのである。しかも『魏書』の邢臧の傳において、彼が書いた行状が世に稱賛されたと特記されるのは、単に彼の一文章としての上手さに言及したのではなく、巧みに甄琛を稱譽する文言を配置した「行状」を評價し、かつ必要とする土壤が當時あったことを意味するのではあるまいか。

本章を通じて見てきたように、北魏では氏族詳定の後、州中正によって各地方における氏族を分定し、家格の高下を論じることが盛んに行なわれた。また州中正にはその役割が期待された。そしてその議論には、郷里の州中正によって「人才行業」ではなく「氏族高下」を論じた「状」や、その集大成たる「行状」が用いられた。特に「行状」に至っては、より高い家格を得るべく著名な作家による美辭麗句を並べたものが横行したと考えられ、氏族詳定より後の北魏士人たちが家格のために心を砕いた實態が浮き彫りになるのである。

三 北朝と家誠 —— 家庭形態と家誠の特徴 ——

甄琛の著作として、前章では『氏族廢興』を取り上げたが、また家誨二十篇も興味を引く。貴族制社會とも稱される魏晉南北朝は、家を単位とする意識が従来に増して強まった面があり、そのため家誠・家訓の數も増える。本章では、北朝の家誠について家庭形態を通して考察し、その特徴を見出したいと思う。

北朝の家誠に關してまず注目したいのは、比較的大部な家誠が出現したらしいことである。實はすでに守屋美都雄氏が、「六朝時代の家訓について」の中で、南朝と北朝に分けて論じてはいないものの、六朝時代の家訓の特徴の一つとして

「家訓の中に甄琛のそれの如く二十篇より成り、顔之推のそれの如く七卷二十篇より成るものを見るなど、家訓そのものの中に單なる遺言程度ではなく、むしろ一つの著作の體を生んで來た」と指摘する。⁽³¹⁾なるほど甄琛の家誨は、二十篇と大部なものであった。そしてこれは、完全に北朝での著述とは言えないが、南北朝を代表する家訓と言える顔之推『顏氏家訓』が二十篇なのと同じ篇數である。⁽³²⁾さらに北朝について見れば、刁雍も甄琛や顔之推と同規模と推定される分量の家誡を遺したようである。彼は太和八年(四八四)に九十五歳で死んだと『魏書』の傳には言われるから、甄琛からすれば祖父世代に當たる。

著教誡二十餘篇、以訓導子孫。(『魏書』卷三八・刁雍傳)

教誡二十餘篇を著し、それによって子孫たちを訓導した。

ところでこの二十餘篇を數える彼の教誡については、内容を推測し得る史料を『魏書』の中から拾い出すことができる。まず『魏書』卷七八・張普惠傳には、刁雍の孫・刁整が登場して、次のような記録がある。

驍騎將軍刁整、家有舊訓、將營儉葬。普惠以爲矯時太甚、與整書論之。事在刁雍傳。

驍騎將軍・刁整は、家に古くからの訓戒があり、薄葬を營もうとした。張普惠はそれがあまりに時俗のあり様に抗するものだと考え、刁整に書簡を與えてそれについて議論した。その事は刁雍傳に見える。

ここに「家有舊訓」と言うのは、きっと刁雍傳に言及があった教誡二十餘篇の一部であり、それはかなりの薄葬を指示したものであったかの如くである。さらにその薄葬のあり方をめぐっては、張普惠が刁整に書簡を與えて議論したとあり、その具體的な内容が、より詳しくは刁雍傳に見えるという。ところが實際にはそこに言及はなく、刁冲の傳に見えている。刁冲から見て刁雍は曾祖父に、刁整は叔父にそれぞれ當たる。

先是、冲曾祖雍、作行孝論、以誡子孫。稱、……及冲祖遼將卒、敕其子孫令奉雍遺旨。河南尹丞張普惠謂爲太儉、貽書於冲叔整、議其進退。整令與通學議之、冲乃致書國學諸儒以論其事、學官竟不能答。(『魏書』卷八四・儒林傳・刁冲)

これより以前、刁冲の曾祖父・刁雍が「行孝論」を著して子孫に訓示した。言うには、……刁冲の祖父・刁遵の今際の時、刁遵は子孫たちに命じて刁雍の遺旨に従わせた。河南尹丞・張普惠は儉約に過ぎると考え、書簡を刁冲の叔父・刁整に與え、その可否を議論した。刁整は學問に通じた人物たちとそれを討議させ、刁冲はそこで書簡を國學の儒者たちに送ってその事について討論したが、學者たちはとうとう回答できなかった。

ここに見える「行孝論」が、先ほど刁雍傳や張普惠傳に見えた「教誡二十餘篇」や「舊訓」の一部に相當することは、疑いなくであろう。そして省略した部分に語られる「行孝論」の内容は、張普惠傳の場合と同じく、やはり薄葬を要求する理由とその具體的な指示なのであるが、それを承けて「及冲祖遵將卒、敕其子孫令奉雍遺旨」とあることからすれば、刁雍の教誡は幾世代にもわたって刁氏に繼承されたようである。加えて「行孝論」が教誡二十餘篇そのものであり、しかも二十餘篇が薄葬の指示ばかりであったとは考えにくい。が、「行孝論」なるタイトルからすれば、刁雍の教誡二十餘篇は、「孝」の意義を力説した訓戒を主たる一部として構成されていたのではあろう。

次に北朝の家誡と關聯して、北朝の家庭形態が、かなり強い構成員間の結束力の特徴として持つものであった點に注意したい。いまその事實がうかがえる資料を擧げていこうと思う。まずは『魏書』卷七一・裴植傳である。

植雖自州送祿奉母、及贍諸弟、而各別資財、同居異爨、一門數竈。蓋亦染江南之俗也。

裴植は（刺史であった）瀛州から俸祿を送付して母親に奉仕し、また弟たちを援助していたが、家財は銘々で管理し、同居しながらも煮炊きは別々で、一族で數個の竈を使用していた。どうもこれは江南（南朝）の習俗に染まったものである。

これは家庭形態としては同居しながらも、實態としては家族が個別化していた裴植を、南朝の習俗に染まったと批判したものである。北朝では、南朝の家庭の特徴として、その結束力の弱さを見出していたことを示してくれる。

續いて陳代のことだが、如上の北朝側の認識に基づき、北齊の盧思道が南朝の某氏を鋭くやり返すものである。『太平

『廣記』卷二四七が引く『談藪』に見える。

北齊盧思道聘陳、陳主令朝貴設酒食、與思道宴會、聯句作詩。……思道援筆即續之曰、共甑分炊米、同鑪各煮魚。爲南人無情義、同炊異饌也。故思道有此句。

北齊・盧思道が陳に使者として出向き、陳の君主は貴人たちに酒と食事を用意させ、盧思道と宴會をして、聯句の詩を作らせた。……盧思道は筆を手にしてすぐに（南人の北人を馬鹿にする句に）續けて記した「飯炊き釜は共用も米炊きは別々に、料理鍋は一緒も魚の調理は銘々で」。南人は情誼に薄いがために、煮炊きは同じ用具を使いながらも食事は別々であった。そこで盧思道にこのような句があるのだ。

周知のように、南北兩朝の使者が會同する場合、とかく南人對北人のせめぎ合いが見られた。ここでは北朝の盧思道が、南朝では家族が同じ調理用具を使いながらも、個別に調理し食事を取ることを知っていて、そのことを南人の薄情として攻撃している。やはり南朝の家庭は結束力が弱いものと認識しているのである。恐らく北朝人にとって、以上は共通認識であったと言つてよいであろう。

また南朝側においても、次のような發言が見出される。ここに引用するのは『宋書』卷八二・周朗傳であるが、また『魏書』卷九七・烏夷劉裕傳にもほぼ同じ記事がある。

朗上書曰、……今士大夫以下、父母在而兄弟異計、十家而七矣。庶人父子殊產、亦八家而五矣。凡甚者、乃危亡不相知、飢寒不相卹、又嫉謗讒害、其間不可稱數。宜明其禁、以革其風。

周朗が上書して言った「……いま士大夫以下、父母が存命でありながら兄弟で家計を別にしてしている家は、十に七の割合となつております。庶人で父子が家産を異にしている家も、やはり八に五の割合となつております。さてもひどい場合には、何と存亡の危機でさえも互いに素知らぬ顔で、飢えや寒さにも互いに手を差し伸べず、また嫉妬や誹謗中傷により陥れ合う、そのような事例は数えきれないほどもです。ぜひこうした事例の禁止を明確化し、そうした風紀を

「改革くださいませように」。

この周朝の上書から、南朝での家族の分散化、疎遠化の進展を了解するに十分であろう。先に指摘した北朝人における共通認識は、南朝側が語る實態とも合致するのであった。⁽⁸³⁾

そして以上の事例から、逆に言えば北朝では、家族が厚い情誼と強い結束力に支えられた暮らしをすることに価値を見出していたということが指摘できるのではないか。

この点について、『周書』卷三五・薛慎傳附弟慎に注目すべき指摘がある。北周・武帝の保定初めに湖州刺史（現河南省）となった薛慎が、その州界に暮らす蠻夷たちを様々に教化した記事である。

蠻俗、婚娶之後、父母雖在、即與別居。

蠻夷の風俗では、婚姻の後には、父母が健在であっても、すぐに（両親と子供が）別居した。

薛慎はこれを教化指導するのが刺史としての自らの務めであるとして奮勵し、最終的に別居の風俗は改まったようなのであるが、それは「於是風化大行、有同華俗（こうして風俗の感化が大いに進行し、中華の風俗と同様になった）」と結ばれる。つまり當時の北周の認識では、少なくとも父母が生きているうちは結婚の後も親子で同居するのが基本的な家庭形態であり、それが中華の風俗だったのである。

しかし薛慎の教化も長續きはしなかったのか、保定に續く天和、その五年にやはり湖州刺史となった樂遜について、『周書』卷四五・儒林傳・樂遜にはこうある。「蠻俗、生子長大、多與父母別居。遜每加勸導、多革前弊（蠻夷の風俗では、子供を産んで彼らが大きくなると、多くが父母とは別居した。樂遜は事ある毎に彼らを鼓舞し教導し、従前の弊害を多く革めた）。つまり湖州の境界における蠻夷の別居の風習は相當に根深かったようであるが、ここで強調しておきたいのは、これだけ北朝においては、父母が存命のうちには子供が同居するということが、強く必要なこととして認識されていたという事実である。

以上の情報を総合すれば、北朝では強い結束力に依據した家庭形態が目指されたことになる。しかもいま々は擧げないが、例えば「幾世同居」の例が南朝の正史（『宋書』『南齊書』『梁書』『陳書』）では『南齊書』卷五五・孝義傳に三例を數える程度であるのに對し、北朝の正史を紐解けば、『魏書』だけで八例あるし、「兄弟同居」の例なども含めると數がずつと増える。すると北朝では密に結合された、しかも比較的大規模な同居による家庭形態が多かったと認定し得るのである。さてこうした家庭形態を支えたものは、何だったのか。その維持が如何に多大な勞苦を伴うものだったかを語る有名な逸話として、唐代のことになるが張公藝のものがある。九世同居だった張公藝が、高宗にその秘訣を問われると、ただ紙と筆を要求して百餘りの「忍」字を書くばかりであったといふ。³⁴この逸話が象徴的に物語るように、幾世代にもわたる親密かつ大規模な同居を維持する秘訣は、ひたすら耐え忍ぶことであり、そのために何か家として代々繼承される教えがあれば支えになるとは考えられないであろうか。

實際、北朝では親密な同居と家誠がセットで登場する例がある。『魏書』卷五八・楊播傳に附載される弟・楊椿の傳には、楊椿が致仕して都を離れるに當たり、子孫に訓戒して語った言葉が見えるが、その一節に次のようにある。

椿臨行、誡子孫曰、……又吾兄弟、若在家、必同盤而食。若有近行、不至、必待其還、亦有過中不食、忍飢相待。吾兄弟八人、今存者有三、是故不忍別食也。又願畢吾兄弟世、不異居異財、汝等眼見、非爲虛假。如聞汝等兄弟、時有別齋獨食者、此又不如吾等一世也。

（致仕して）楊椿は都を離れるに當たり、子孫に訓戒して言った「……また私の兄弟は、もし家にいるときは、必ず同じ皿から食らったものだ。もし近くに出かけていて、歸つて來ていないなら、必ず歸宅を待つて、しかも晝を過ぎたとしても食事をせずに、飢えを忍んで待つてあげたものだ。私の兄弟は八人で、今なお生きているのは三人、そのために別々で食事をするには忍びないのだ。さらに我々兄弟の世代を終えるまでは、住居を異にしたり財産を別にしたりしないよう願っているのは、お前たちがその目で實見しており、決して嘘ではあるまい。お前たち兄弟が、時に

別々の部屋で獨り食事を取ることがあるのを聞くのなど、これもやはり、（お前たちの世代が）私たちの世代に及ばない例である」。

楊播とその弟・楊椿、さらには楊津の兄弟が、如何に結束力の強い大家庭形態を有していたかは、やはり楊椿傳に次のように言われていることから知れる。

一家之内、男女百口、總服同爨、庭無閒言。魏世以來、唯有盧淵兄弟及播昆季、當世莫逮焉。

（楊播の）家庭には、構成員が男女百口、五服以内の親戚が共に煮炊きし、家庭内に不和はなかつた。北魏の世となつてから、ただ盧淵兄弟と楊播兄弟だけがこのようで、當代これに及ぶような家庭はなかつた。

しかしまさに先に見た裴植のように、北魏でも家族の分散化、結合の弱體化が見受けられたことは否定できず、楊椿の息子たちもまた同様であつた。楊椿の訓戒は、次世代の者たちに見受けられる家族の結束力の緩みに、改めて鞭を入れる言葉である。

また『魏書』卷七六・張烈傳には、兄弟が仲睦まじく同居していた張烈が、家誠千餘言を遺していたことが記される。

更滿還朝、因辭老還鄉里。兄弟同居怡怡然、爲親類所慕。元象元年、卒於家。時年七十七。烈先爲家誠千餘言、并自敘志行及所歷之官、臨終敕子姪不聽求贈、但勒家誠立碣而已。其子質奉行焉。

任期滿了に伴い朝廷に戻り、それを潮に老齡に託つて郷里へ歸還した。兄弟たちは同居して喜び合う様子で、親類たちに思慕された。元象元年（五三八）、家で亡くなつた。時に年齡は七十七。張烈は先立つて家誠千餘言を物しており、併せて自らの志と行ない、官歴を述べ、臨終に際して次世代の者たちに追贈を要求しないよう命じ、ただ家誠を彫つて石碑を建てさせるのみであつた。その子の張質がその遺志を實行した。

石碑に刻む形で遺された家誠千餘言が、同居について語つた確證はない。だが後世の者たちに、兄弟睦まじい自身の生活の繼承を望んだのは間違いないであらう。³⁵⁾

また以上の楊椿や張烈の事例に關聯して、すでに守屋氏に指摘があるように、北朝ではとりわけ兄弟同士の結束が盛んに叫ばれたことも注目⁽³⁶⁾に値する。もつとも守屋氏は、本稿のように、その前提として存在した北朝の強固に結合した家庭形態への志向には着目していない。この兄弟同士の結束ということについて、いま見た楊椿・楊津の三兄弟の暮らしはその典型であるし、彼ら三兄弟に並ぶ兄弟として楊椿傳に指摘があつた盧淵兄弟も、やはり父母亡き後は兄弟で財産を共有して同居し、互いに助け合つて生きたのであつた。⁽³⁷⁾また張烈も自らが兄弟仲睦まじい生活を送つて、それを次世代の者たちが繼承することを望み、彼らを戒めたであらうことは、今し方指摘した如くである。

加えて次に紹介する二例は、家誠が出てくるわけではないが、北魏における兄弟の固い結束に支えられた同居の様子と言えよう。

治兄弟竝孝友敦穆、白首同居。父亡雖久、而猶於平生所處堂宇、備設幃帳几杖、以時節開堂列拜、垂淚陳薦、若宗廟然。吉凶之事、必先啓告、遠出行反亦如之。〔魏書〕卷四二・寇讚傳附治

寇治の兄弟は皆が厚く睦み合い、白髪頭になつても同居していた。父親が亡くなつて随分になつても、それでもなお生前に居た廣間に、帳と肘掛け、杖などを備えておき、時節ごとに廣間を開放して順次叩頭し、涙を落として供物を致し、あたかも宗廟のようであつた。吉凶の事柄は、必ず眞つ先に報告し、遠出するときも戻つて來たときも、やはりそうであつた。

孝芬兄弟孝義慈厚、弟孝演・孝政先亡、孝芬等哭泣哀慟、絕内、蔬食、容貌損瘠、見者傷之。孝暉等奉孝芬盡恭順之禮、坐食進退、孝芬不命則不敢也。雞鳴而起、旦參顏色、一錢尺帛、不入私房、吉凶有須、聚對分給。〔魏書〕卷五七・崔挺傳附孝芬

崔孝芬の兄弟は孝行で義を重んじ、慈愛の心が厚く、弟の孝演・孝政が先に亡くなると、孝芬らは大泣きして哀しみに暮れ、寢屋に足を踏み入れず、肉食を絶ち、その姿形は弱々しく瘦せ細つて、それを目にした者は心を痛めた。

(弟の)孝暉らは孝芬に奉仕して恭しく従順なる禮儀を盡くし、座つたり食事をしたり、どんな行動も孝芬が認めるまではしなかつた。一番雞の聲とともに起き、朝方には孝芬の様子をうかがいに參じ、わずかの金錢や絹として自分の部屋に入れず、吉凶の物入りに際しては、一族が集まり對面する中で分配した。

もちろん南朝にも兄弟愛がなかつたとは言わない。例えば『顏氏家訓』兄弟篇に見える、江陵政權の滅亡に際して互いにかばい合つて死んだ王玄紹・孝英・子敏の三兄弟など、強い兄弟愛に結ばれていた。⁽³⁸⁾だが兄弟愛によつて結ばれる形で、何世代かの人間が同居していた事例は、南朝では意外と見出し難い。こうした兄弟愛に依據した同居の家庭形態は、北朝により多く見受けられるものであつたと言つてよいであろう。

もう一つ、先に刁雍の教誡二十餘篇の主題として「孝」を見出したが、實はすでに邵正坤氏や高賢棟氏によつて、この「孝」という徳目が、北魏の漢化の進展に伴つて重視されるようになっていつたと指摘される。⁽³⁹⁾この刁雍の教誡二十餘篇が「孝」を主題とすると思しいのは、そうした世の流れと即應したものと考えられることもできる。さらに『魏書』卷八六・孝感傳に「又東郡小黃縣人董吐渾・兄養、事親至孝、三世同居、閨門有禮(また東郡小黃縣の人である董吐渾と兄の養は、親にこの上なく孝を盡くし、三世同居し、家庭内に禮儀が備わつていた)」とあり、南朝の「幾世同居」の三例がいずれも『南齊書』卷五五・孝義傳に見えていたことは、同居の家庭形態を支えるものとして「孝」があつたことを十分に示唆するであろう。

四 甄琛の家誨二十篇 —— その内容と北朝における位置 ——

さて前章では、北朝の家誡と關聯して、次の三點を指摘した。第一に、北朝ではかなり大部な家誡が登場し始めたこと。第二に、北朝では固い結束力に基づく同居の家庭形態がとられることが多く、それを支えるものとして家誡が残された場合があつたこと。第三に、北朝では特に兄弟間の固い結束や、孝に依據する形で營まれた大家族が存したこと。そして以

上の指摘が、實はすべて甄琛と彼の家誨二十篇にも當てはまるのであつて、本章ではその點を明らかにしながら、甄琛の家誨二十篇の内容を検證してみたい。

まずすでに言及したように、甄琛の家誨は二十篇であり、これは顔之推『顔氏家訓』二十篇や刁雍の教誡二十餘篇と並んで、大部な家訓の一つに數えられる。

また第一章「本傳☆」における甄琛の孝文帝時代の官歴からもわかるように、彼は孝文帝時代、老父母への孝養を盡くすべく志願して定州長史として郷里に戻つたのであつた。そして宣武帝時代、趙脩に連座して郷里に引き下がつた際も、彼は親孝行に勵んだらしい。本傳は、そのことを「本傳☆」に續ける形で次のように語る。

及貴達、不復請歸、至是乃還供養。數年、遭母憂。母鉅鹿曹氏、有孝性。夫氏去家路踰百里、每得魚肉菜果珍美口實者、必令僮僕走奉其母、乃後食焉。琛母服未闋、復喪父。琛於塋兆之内、手種松柏、隆冬之月、負掘水土。鄉老哀之、咸助加力。十餘年中、墳成木茂。與弟僧林、誓以同居沒齒。專事產業、躬親農圃、時以鷹犬馳逐自娛。朝廷有大事、猶上表陳情。

顯達の後は、もう郷里に戻ることを要請しなかつたが、こうした事態（趙脩の失脚）になつて初めて郷里へ戻つて親に奉養を盡くした。數年して母親が亡くなつた。母親は鉅鹿の曹氏で、孝の性質を備えていた。夫の一族は家を離れること百里を越える道のりのところにいたが、魚や肉、野菜や果實、珍しく味な食物は、何でも僮僕を遣わして夫の母親に差し上げ、そうして初めて自分も食べた。甄琛の母親への服喪も明けぬうち、さらに父親も亡くした。甄琛は墓域内に手ずから松柏を植え、嚴冬の候にも水を擔いで土を掘つた。郷里の長老たちはそれに憐れみを覚え、皆が援助の手を差し伸べた。十餘年のうちに、墳墓が完成し木々が生い茂ることとなつた。弟の甄僧林とともに、同居して生涯を終えようと誓ひ合つた。専ら財産の増殖に努め、自ら田畑を耕して、しばしば鷹や犬を用いた狩りを娯樂とした。朝廷に何事か起ると、なお上奏して意見を述べた。

このように、趙脩の失脚に伴って郷里に引き下がった甄琛は、そこで両親への奉仕に勤しんだ。そしてそもそも甄琛の母親が、夫の實家を最優先に行動する「孝」なる人物であったことが知れ、甄琛もそれを繼承したと言えよう。その具体的な表れが、父親の死に際して彼が自ら松柏を植えるなどし、墳墓を整備したことにある。

さらにこの「孝」という徳目が、甄琛の次の世代にも繼承されたいことがわかる史料がある。それは一九五七年に調査された河北省母極縣、すなわち甄琛の郷里の墓群で発見された、甄凱なる人物の墓誌銘「處士中山甄凱墓誌銘」であり、その冒頭は甄凱を紹介して「凱字義矩、小字季良、司徒文穆公之第四子也」と言う。

ところで本傳によれば、甄琛は死後に司徒公を追贈されて文穆と諡され、加えて甄侃・甄楷・甄寬の三人の息子がいた。一方で「處士中山甄凱墓誌銘」の冒頭には、甄凱が司徒文穆公の第四子であると記されていた。するとつとに孟昭林氏が、「母極甄氏諸墓的發現及其有關問題」と題して「處士中山甄凱墓誌銘」を紹介する中で指摘するように、この甄凱は正史に見えない甄琛の四番目の息子と考えるのが、最も妥當であろう。墓誌銘には彼が十四歳でこの世を去ったと記されるから、その夭折の故に正史本傳には名を留めなかったものと思われる。

さて孟氏は以上の事實を指摘するのみであるが、筆者は「處士中山甄凱墓誌銘」の内容を問題にしたい。具體的には以下の部分である。

降年一十有四。以正始四年二月二十七日、病遂大漸。時太夫人亦枕痾綿棘、彌留積祀。季良自識將危、不悲天命、唯以太夫人寢疾爲言、因而絕氣。初、文穆公以其久病羸瘠、憂念過甚、季良常相寬解。未圖當困、一朝不救、内外摧傷。太夫人悲哀感動、尋亦薨背。公愍其短折、卽其孝心、權令與太夫人同墳共殯、自云、百歲之後、終與吾兒相從。

享年十四。正始四年二月二十七日、危篤となった。時に母君もまた長いこと病氣であり、平癒することなしに年歳を重ねていた。季良（甄凱の小字）は自らの身に危機が迫っていることを知りながら、その壽命には悲嘆せず、ただただ母君が病に臥せていることばかりを口にし、そのまま息を引き取った。それより前、文穆公（父・甄琛）は長いこ

と息子の病が癒えずにいたことについて、非常に心配されたが、季良はいつも父の心配を解くようにしていた。豫想だにしないうちに病状が悪化し、ある日突然に手の施しようがなくなり、誰もが痛恨の極みであった。母君も悲哀の感情に溢れ、すぐその後で身罷った。公（甄琛）は彼の早逝を憐れみ、彼の孝行の心に應じて、假初めに母君と一緒に同じ墳墓で埋葬させ、自らには「私にもお迎えが来たら、最後は我が子と一緒になのだ」と言い聞かせたのであった。

この内容をまとめるならば、甄凱は母親に對する孝の心が強く、自身の病そっちのけで母親の病氣を案じたため、彼の死後すぐに母親が亡くなると、父親の甄琛は「彼の孝行の心に應じて」彼を母親と眠らせたのであった。これは甄琛が「孝の心」を重視し、それが息子・甄凱にも傳承されたものと言えよう。するとあくまで推論ではあるが、甄琛の家誡二十篇にも、「孝」の重要性を訴える内容が色濃く見られたのではないか。

またそうだとすれば、前章で觸れたように刁雍の教誡二十餘篇は「孝」を主題の一つとしたかの如くであって、これも共通點を見出し得る。加えてやはり前章で確認した當時の「孝」の重視とも共鳴するであろう。

さらに郷里での生活の中で、両親の死後に「弟の甄僧林とともに、同居して生涯を終えようと誓い合った」とされていたのも、注目すべき點である。両親の亡き後、兄弟同士の固い結束を支えに生きるのは、すでに見た北魏の一つの典型的な家庭形態の在り方であった。その維持のため、二十篇という大部の家誡を著した可能性も十分あるのではないか。

ここまでは、前章に述べた北朝の家誡と當時の家庭形態の特徴に引き附ける形で、甄琛の家誡二十篇の内容を推定してみたが、他にはどのような内容が書かれていたと推定されるのであろうか。いま『魏書』や『北齊書』にある記事から、些かの補足を試みたい。

まず取り上げるのが『魏書』卷九〇・逸士傳・李謐で、そこには李謐が三十二歳で亡くなった延昌四年、四門小學博士・孔璠ら學官四十五人が、李謐の死を悼んで奏上した文章が引かれている。そしてその中に甄琛が登場しているのであ

前河南尹・黃門侍郎甄琛、内贊近機、朝野傾目。于時親識求官者、答云、趙郡李謐、耽學守道、不悶于時、常欲致言、但未有次耳。諸君何爲輕自媒銜。謂其子曰、昔鄭玄・盧植、不遠數千里、詣扶風馬融。今汝明師甚邇、何不就業也。又謂朝士曰、甄琛行不媿時、但未薦李謐、以此負朝廷耳。

前の河南尹・黃門侍郎の甄琛は、朝廷内で重要な政務に參畫し、天下中が一目置いておりました。時に親類や知り合いで就職の口利きを願ひ出た者がおり、それに答えて言いますには、『趙郡の李謐は、學問に勵み道を固守し、時勢に執心せず、常々お話したいと思つていたが、しかしこれまで機會がなかつたのだ。あなたたちはどうして輕々しく自分から出世を求めようとするのだ』。自身の子に言いますには、『その昔、鄭玄や盧植は、數千里をも遠いと思わずに、扶風の馬融の下を訪ねたのだった。今お前たちには賢明なる師（李謐）がすぐ側にいるのに、どうして附き従つて學問しないのだ』。また朝廷の者たちには、『私の行ないは今日の世に恥じないものですが、ただ李謐を推擧できていない、この點だけは朝廷に背いていると言えましよう』。

趙郡は定州に屬し、それはまさに甄琛の郷里である。ここでの李謐のように、甄琛が郷里の有能な人材の發掘に心がけていたことは、第二章で指摘した彼の定州における族望としての地位とも關聯しよう。そしてここに見える甄琛の言葉のうち、とりわけ息子に對して發せられたものに注意したい。この息子が、具體的に四人いた甄侃・甄楷・甄寬・甄凱の誰かは特定し得ないが、いずれにしても、甄琛は息子に對して賢明な師に附き従つて學問に勤しむよう訓戒している。

また『北齊書』卷二四・杜弼傳には、定州長史の頃の甄琛が、息子とともに登場する。

杜弼、字輔玄、中山曲陽人也、小字輔國。……弼幼聰敏、家貧無書。年十二、寄郡學受業、講授之際、師每奇之。同郡甄琛爲定州長史、簡試諸生、見而策問、義解閑明、應答如響、大爲琛所歎異。其子寬與弼爲友。

杜弼、字は輔玄、中山曲陽の人であり、小字は輔國。……杜弼は幼少の頃より聰明だったが、家が貧しく書物がな

かった。十二歳の時、郡の學校に身を寄せて授業を受け、講義の中で、先生がいつも彼を奇才とした。同じ中山郡の甄琛が定州長史となって、生徒たちの中から試験をし、對面して問題を解答させたところ、その經義の解釋は素晴らしく明快で、應答ぶりも打てば響くかのようで、大いに甄琛に讚歎され奇特とされた。彼の息子の甄寬は杜弼と友人になった。

やはり甄琛は、郷里の優れた人材を見出すことに熱心だったわけだが、これを讀む限りでは、彼が奇特と讚歎した杜弼と、彼の三男・甄寬は、自然と友人關係になったかのようである。だが同内容の記事を載せる『北史』卷五五・杜弼傳では、最後の「其子寬與弼爲友」を「命其二子楷・寬與交」、すなわち次男・甄楷と三男・甄寬に甄琛が命じて、杜弼と交流させたことになっている。すると『北史』の文脈であれば、甄琛は杜弼の學識に感服して、積極的に息子たちを彼と交流させようとしたことになる。

この兩例から、彼は盛んに學問ある優秀な人物との交流を息子たちに要求したようで、家誠二十篇には學問の重要性も盛んに語られたと思われる。甄琛の著作リストには「篤學文」一卷もあった。これまた現在には傳わらないものではあるが、あるいはこうした學問への拘りと相通じるかもしれない。

結 び

ここまで『魏書』甄琛傳を讀む中で氣が附いたことについて、四點の考究課題を設定して議論を進めてきた。その課題に對して、以下のことを明らかにし得たのではないか。

第一に、宣武帝初期の政治動向についてである。これまでの研究では、宣武帝とそれを支えた六輔ら權勢者を中心に、宣武帝初期の政治動向は描出されてきた。本稿では、權勢者の周圍にいた士人たちの動向をたどることで、宣武帝初期における親政派と六輔體制派の對立という構圖を見出した。その中に甄琛が親政派の一人として動いたのであって、彼とそ

の周囲の動きを追うことで、宣武帝初期の親政派と六輔體制派をめぐる政治動向が、かなり具體的に明らかになったと言えよう。

第二に、孝文帝による氏族評定を契機とした北魏の門閥制度の確立と州大中正の關係についてである。これまでの研究で、北魏における州大中正の役割についてはかなり明らかにされてきた。本稿はそれを踏まえ、定州大中正となった甄琛と、その著作『氏族廢興』、彼の死に際して邢臧が筆を執った行狀の關係に着目した。氏族評定以降、州大中正にはその州の望族として氏族を分定し、家格の高下を論じることが、以前にも増して期待された。そして北魏の士人たちは、氏族評定から一貫して家格の高下に執心し、家格を高めるためにより効果的に美辭麗句を並べた行狀が横行したようである。著名作家・邢臧の手に成る甄琛の行狀は、その一つとして見るべきであることを示した。

第三に、北朝と家誡についてである。本稿がまず明らかにしたことは、特に北朝においてかなり大部な家誡が出現したことである。また北朝の家庭形態は構成員間の強い結束力を持つもので、とりわけ兄弟同士の固い結束による同居形態が目立ち、それを支えるものとして家誡が著された例があった。加えて大規模な家庭形態を支える概念としては、特に「孝」の徳目が重視されたことにも注意した。

第四に、甄琛の家誡二十篇の内容についてである。本稿では、第三に見出した北朝の家誡の特徴に、甄琛の家誡二十篇も合致したであろうことを、本傳や甄琛第四子の墓誌銘などから推定した。また史書に見える息子たちへの訓戒から、學問の重視を家誡二十篇で述べた可能性を指摘した。これまで甄琛の家誡二十篇は、顔之推『顏氏家訓』二十篇と並んで北朝を代表する大部な家誡の一つと目されてはきた。だがそれが一篇も傳わらないものであったが故に、内容が議論されることはなかったのであって、その意味で本稿の考證は有意義であったと言えよう。

冒頭にも觸れた通り、甄琛という人物に何か際立った思想が見られたり、彼が特別な歴史的業績を上げたりしたわけはない。だが甄琛の本傳、あるいはその周囲の史書などを見ると、彼が生きた時代、すなわち孝文帝による一聯の漢化政

策が展開され、それを承けた宣武帝・孝明帝の時代の空氣が讀み取れるように思われる。本稿の考察を経て、甄琛の本傳に記される甄琛個人の行跡が、同時代の士人たちの行跡と互いに聯關し共鳴し、當時の士人たちが共通して有した意識や直面した課題が浮き彫りになったのではあるまいか。本稿が描出したのは、甄琛の本傳を通して讀み取った北魏という時代の空氣なのである。

註

- (1) 『魏書』官氏志「郁都甄氏、後改爲甄氏」。中華書局標點本『魏書』の校勘記は、これに「廣韻卷五（屋韻下）引後魏書、都作原。諸姓氏書同。按卷一五常山王遵傳附見子素、稱休屠郁原等叛、郁原當是休屠部落名。疑卽此郁原甄氏。都字涉上郁字而訛」という。
- (2) 以上、姚薇元『北朝胡姓考（修訂本）』（中華書局、二〇〇七）「甄氏」（二三八頁）。
- (3) 宮崎市定「九品官人法の研究」（『宮崎市定全集』6、岩波書店、一九九九）三八二頁。
- (4) 甲辰、詔賜皇后馮氏死。詔司徒認徵太子於魯陽踐阼。詔以侍中・護軍將軍・北海王詳爲司空公、鎮南將軍王肅爲尚書令、鎮南大將軍・廣陽王嘉爲尚書左僕射、尚書宋弁爲吏部尚書、與侍中・太尉公禮、尚書右僕射・任城王澄等六人輔政。
- (5) 甘肅教育出版社、二〇〇八。
- (6) 同氏『魏晉南北朝官僚制研究』（汲古書院、二〇〇三）、所收。
- (7) 川衡。掌巡川澤之禁令、而平其守、以時舍其守。犯禁者執而誅罰之（『周禮』地官・川衡）。
- (8) 時咸陽王禧漸以驕矜、頗有不法、北海王詳陰言於世宗、世宗深忌之。又言認大得人情、不宜久在宰輔、勸世宗遵高祖遺教。禧等又出領軍于烈爲恆州、非烈情願、固強之、烈深以爲忿。烈子忠嘗在左右、密令忠言於世宗云、諸王等意不可測、宜廢之、早自覽政（『魏書』獻文六王傳下・彭城王）。
- (9) 「世宗以禮等專擅、潛謀廢之。會二年正月朔祭、三公並致齋於廟、世宗夜召烈子忠謂曰、卿父忠允貞固、社稷之臣。明可早入、當有處分。忠奉詔而出。質明、烈至、世宗詔曰、諸父慢怠、漸不可任、今欲使卿以兵召之、卿其行乎。烈對曰、老臣歷奉曩朝、頗以幹勇賜識。今日之事、所不敢辭」（『魏書』于栗碑傳附烈）。なお『資治通鑑』卷一四四・齊紀十では、『魏書』獻文六王傳下・彭城王と『魏書』于栗碑傳附烈の兩者を合した展開になっている。
- (10) 『北史』卷四三・張彝傳には「常」字の下に「懼」字が

ある。

(11) 『詩』小雅・何草不黃「非兕非虎、率彼曠野（毛傳、兕・虎、野獸也。曠、空也）」。

(12) 實は甄琛と邢巒の間の關係は、他にも見出し得る。『魏書』卷六二・李彪傳には「高祖崩、世宗踐祚、彪自託於王肅、又與邢巒詩書往來、迭相稱重」とあるのだが、『北史』卷四〇・李彪傳では、「又與郭祚・崔光・劉芳・甄琛・邢巒等、詩書往來」に作っているのである。これは高祖・孝文帝が崩じたばかりの六輔體制下でのことであり、甄琛と邢巒の間での交流の實態はわからないが、この時期に彼らを含む詩書往來のグループが形成されていたことを示す。また『魏書』卷六五・邢巒傳には「邢巒、字洪賓、河間鄭人也。……延昌三年、暴疾卒、年五十一。巒才兼文武、朝野瞻望、上下悼惜之。詔賜帛四百匹、朝衣一襲、贈車騎大將軍・瀛州刺史。初、世宗欲贈冀州。黃門甄琛以巒前曾劾己、乃云、瀛州巒之本邦、人情所欲。乃從之。及琛爲詔、乃云優贈車騎將軍・瀛州刺史。議者笑琛淺薄」とあり、甄琛と邢巒の間の因縁は、邢巒が死ぬまで影響していたようである。なお甄琛の鹽禁政策を批判したもう一人の彭城王・元勰については、孝文帝の時代に彼と甄琛がやはり李彪を交え、洛陽の正覺寺で言葉遊びをした記事が、『洛陽伽藍記』卷三に見えている。

(13) 宮崎氏前掲書、張旭華『九品中正研究』（中華書局、二〇一五）など、参照。

(14) 福建人民出版社、一九九五。

(15) 張氏前掲書、三八八―三八九頁。

(16) 宮崎氏前掲書、三五四頁。

(17) 宮崎氏前掲書、三五四頁。

(18) 張氏前掲書、四一五頁。

(19) なお崔氏が、崔挺の長子・孝芬、そのまた長子・勉と、三世代にわたって定州大中正となっているのも、その望族としての地位の故であろう。

(20) 『磔四聲』については、その一部とされる文章が、『文鏡秘府論』に引用される劉善經『四聲指歸』の中に見える。そこでは沈約の四聲の説を根據ないものとし、その若き日の詩歌で聲律の禁則を犯している點を批判する。これに對して沈約が反論した文章「答甄公論」も、やはり『文鏡秘府論』に見える。

(21) なお同時代の南朝における中正についても、宮崎氏および張氏の前掲書、参照。また南朝の家格に關しては、川合安「南朝貴族の家格」（同氏『南朝貴族制研究』（汲古書院、二〇一五）所收）、参照。

(22) 尋徵拜太常卿、仍以本將軍出爲徐州刺史。及入辭肅宗、琛辭以老、詔除吏部尚書、將軍如故（本傳）。

(23) 「停年格」の内實については、福島繁次郎「北魏の停年格と吏部權の發展」（同氏『中國南北朝史研究』（教育書籍、一九六二）所收）、参照。また谷川道雄「北魏官界における門閥主義と賢才主義」（同氏『隋唐帝國形成史論』（筑摩書房、一九七一）所收）は、北魏から東西兩魏における門閥主義と賢才主義の葛藤の中に「停年格」を位置付け、そ

の門閥主義的な性格を指摘している。

- (24) 宮崎氏前掲書、三四六頁。
- (25) 例えば吳會『能改齋漫錄』卷二・行狀は、「自唐以來、未爲墓誌銘、必先有行狀」とした上で、南朝からすでに行狀があったと指摘し、それを踏まえて趙翼『陔餘叢考』卷三二・行狀は、この甄琛の事例も含めて指摘しつつ、「漢末已有之、并不自六朝始也」と言う。
- (26) 然今之博士、與古不同、唯知依其行狀、又先問其家人之意、臣子所求、便爲議上、都不復斟酌與奪、商量是非。
- (27) 谷川氏前掲論考、一六五頁の當該箇所譯語による。
- (28) 『通典』卷一四・選舉二には、孝文帝時代の中正の充實ぶりを「自太和以前、精選中正、德高鄉國者充。其邊州小郡、人物單鮮者、則併附他州。其在僻陋者、則闕而不置。當時稱爲簡當、頗謂得人」と述べた後、宣武帝・孝明帝時代については「及宣武・孝明之時、州無大小、必置中正。既不可悉得其人、故或有蕃落庸鄙、操銓覈之權、而選敘類案」とする。この認識は、やはり『通典』卷一六・選舉四に載せる孝明帝時代の清河王・懌の上表「故自置中正以來、暨於太和之日、莫不高擬其人、妙盡茲選。皆須名位重於鄉國、才德允於具瞻、然後可以品裁州郡、綜覈人物。今之所置、多非其人」と軌を一にする。
- (29) (正光元年)十二月、罷諸州中正。郡縣定氏族、後復(『魏書』卷一一三・官氏志)。
- (30) このことから、改めて甄琛が吏部尙書の時代に『氏族廢興』を著したとも考えられなくはないが、やはり吏部尙書
- (31) という「停年格」を推進する立場にあったことや、すでにそれが彼の晩年であったことを合わせると、その蓋然性は低からう。
- (32) 『顏氏家訓』の成立経緯やその顔之推における位置付けについては、拙稿「顔之推の學問における家と國家」(『中國思想史研究』第三二號、二〇一一)、参照。
- (33) 『顏氏家訓』治家篇には「江東婦女、略無交遊、其婚姻之家、或十數年間、未相識者、惟以信命贈遺、致殷勤焉。鄴下風俗、專以婦持門戶、爭訟曲直、造請逢迎、車乘填街衢、綺羅盈府寺、代子求官、爲夫訴屈。此乃恆・代之遺風乎」とある。事は女性の問題に限られているが、婚姻關係にある家とすら十數年交流がない南朝と、家のために積極的に女性が動く北朝という構圖は、以上に述べてきた北朝側の認識や南朝側の實態と相通じる面が大きい。これが「恆・代之遺風(北魏の舊風俗)」とどのような關係にあるのかを含めて、別稿を期したい。
- (34) 鄴州壽張人張公藝、九代同居。北齊時、東安王高永樂詣宅、慰撫旌表焉。隋開皇中、大使・邵陽公梁子恭亦親慰撫、重表其門。貞觀中、特敕更加旌表。麟德中、高宗有事泰山、路過鄴州、親幸其宅、問其義由。其人請紙筆、但書百餘忍字。高宗爲之流涕、賜以練帛(『舊唐書』卷一八八・孝友傳・張公藝)。
- (35) 邵正坤『北朝家庭形態研究』(科學出版社、二〇〇八)

が、張烈の家誡について「這不僅是整齊人倫的需要、也是爲了對子弟進行道德示範、使其以有關倫理道德的要求爲行檢、營造『閨門雍睦』・『兄弟同居怡怡然』的家庭氛圍、以確保大家庭的穩定傳承」と評する(三九頁)のは、筆者と共通した見方と言える。守屋氏も前掲論考の四八一頁で、張烈の家誡に「兄弟同居の必要が説かれていたものと想像される」と言う。

(36) 守屋氏前掲論考、四八〇頁～四八二頁。

(37) 及淵・昶等竝循父風、遠親疏屬、敍爲尊行、長者莫不畢拜致敬。閨門之禮、爲世所推。謙退簡約、不與世競。父母亡、然同居共財、自祖至孫、家內百口。在洛時有飢年、無以自贍、然尊卑怡穆、豐儉同之。親從昆弟、常旦省謁諸父、出坐別室、至暮乃入。朝府之外、不妄交遊。其相勗以禮如此(『魏書』卷四七・盧淵傳附盧度世)。

(38) 江陵王玄紹・弟孝英・子敏、兄弟三人、特相愛友、所得甘旨新異、非共聚食、必不先嘗、孜孜色貌、相見如不足者。及西臺陷沒、玄紹以形體魁梧、爲兵所圍。一弟爭共抱持、各求代死、終不得解、遂并命爾。

(39) 邵氏前掲書の二四五～二四八頁、高賢棟『南北朝鄉村社

會組織研究』(山東大學出版社、二〇〇八)の一九八～二〇三頁。

(40) 趙超『漢魏南北朝墓誌彙編』(天津古籍出版社、一九九二)一六一頁。

(41) (甄琛)正光五年冬卒。……贈司徒公・尚書左僕射。……太常議諡文穆。……琛長子侃、字道正。……侃弟楷、字德方。……天平四年卒、年四十六。……楷弟寬、字仁規。……武定初、謝病還鄉、卒於家。

(42) 『文物』一九五九年第一期。

(43) 甄僧林については、本傳に「琛父凝爲中散大夫、弟僧林爲本州別駕、皆託脩申達」とあり、「脩」とは甄琛が取り入った趙脩に他ならない。本傳に附される甄僧林自身の傳は、わずかに「僧林、終於鄉里」とあるばかりで、後に再び中央へ戻ることになる甄琛とは異なり、弟・僧林は郷里一でその生涯を終えたようである。

(44) 本傳によれば、趙脩に連座して郷里に戻った後のこととして、「久之、復除散騎常侍、領給事黃門侍郎・定州大中正」とあり、またその後「胸山之役」を経て「遷河南尹、加平南將軍、黃門・中正如故」と言う。

was no longer any need to refer to it in judicial practice.

A CONSIDERATION OF THE NORTHERN WEI DYNASTY THROUGH THE ACHIEVEMENTS OF ZHEN CHEN 甄琛

IKEDA Yukiya

Zhen Chen lived during the Northern Wei dynasty, and his biography appears in the 68th volume of the Weishu 魏書. Reading his biography, we find clues to understand problems faced by the Northern Wei dynasty, especially after the transfer of the capital to Luoyang 洛陽 by Emperor Xiaowen 孝文, and this paper examines the circumstances of the Northern Wei dynasty through an examination of the achievements of Zhen Chen.

The paper addresses four points. The first is an elucidation of the actual political situation in the reign of Emperor Xuanwu 宣武. The second is a consideration of the relationship between *Zhoudazhongzheng* 州大中正 and the stratification of society created by *Xingzuxiangding* 姓族詳定. The third is an enumeration of the characteristics of family precepts during the Northern Dynasties. The fourth is an inference of the content of the family precepts of Zhen Chen based on the results of the third point.

After ascending the throne, Emperor Xuanwu chose to govern on his own since he was dissatisfied with the politic system of the *Liufu* 六輔. Zhen Chen was a central figure in implementing the emperor's new system.

It is said that the stratification of Northern Wei society created by Emperor Xiaowen with the *Xingzuxiangding*, and *Zhoudazhongzheng* 州大中正 were charged with the determination of family ranks (*Jiage* 家格) in every *Zhou*. Zhen Chen, as a *Zhoudazhongzheng* of Dingzhou 定州, wrote *Xingzufeixing* 姓族廢興 to fulfill his mission. There also was a document (*xingzhuang* 行狀) for Zhen Chen which was full of flattering compliments. The chief aim of having such a *xingzhuang* was to upgrade his family rank.

The author clarifies three main points regarding family precepts during the Northern Dynasties. First, a large portion of the family precepts has appeared. Second, families were large compared to those of the Southern Dynasties and they were closely united by brotherly solidarity. Third, in order to maintain their large families, they attached importance to the virtue of filial piety (*xiao* 孝).

The three characteristics noted above are also applicable to the family percepts of Zhen Chen. From his biography, we can find that he lived in harmony with his younger brother, and took great care of his parents. From recently found epigraph of his fourth son, we can find that he took an obedient attitude toward his mother. This means that his son inherited his nature of *xiao*. In addition, there are some historical records telling that Zhen Chen let his sons study hard, so he might have emphasized the importance of studying in his percepts.

NON-CHINESE GENERALS IN THE EARLY TANG : THEIR TRANSITION AND THE RELATION TO THE NORTHERN COMMAND SYSTEM

HAYASHI Miki

Through the early Tang period, the characteristics of non-Chinese generals (*fanjiang* 蕃將) differed during the following three periods. In the first period, from the Taizong 太宗 era to that of Gaozong 高宗 when tribes immigrated to the territory of the Tang dynasty due to the collapse of the first Turkic Khaganate, most *fanjiang* led their people and controlled them as chieftains. The second period, from the reign of Empress Wu 武則天 to the early part of the Xuanzong 玄宗 era, corresponds to that extending from the rise of the second Turkic Khaganate to the death of Mochuo 默啜. During this period, the number of Turkic *fanjiang* decreased in inverse proportion to the increase of *fanjiang* from the Korean Peninsula. In the third period, the latter part of the Xuanzong era, two new types of *fanjiang* appeared: one— Military Commissioners (*Jiedushi* 節度使) who controlled their troops widely on the frontier, and two— token generals who were the head of other ethnic groups and received titles conferred by the Tang dynasty in order to facilitate their tributary relationships.

In the earliest years of the Tang, the title of general of the Southern Command (*Nanya* 南衙) held by *fanjiang* only indicated their bureaucratic position and remuneration, while the title of Northern Command (*Beiya* 北衙) played a pivotal role in forming a close personal relationship between the Tang Emperor and the *fanjiang*. The early *Beiya* can be divided into two regiments according to their roles: the Garrison and the Imperial Guard. Although the Guards were little more than a small select group within the *Zuoyou Yulinjun* 左右羽林軍 in the beginning,